

6 . 財政計画

新市の財政計画は、施策の計画的な実施と、長期的な展望に立って限られた財源の効率的な運用を図るために策定するものです。

財政計画を策定するにあたっては、健全な財政運営を続けることを基本として、新市まちづくり計画に基づく事業を進めるための財政への影響や、合併による経費の節減効果、各種の支援措置などを考慮しています。

新市が合併後においても健全な財政運営を行うことを基本にしています。

現在の経済情勢や、行財政制度を基本にしながら、現在の行政水準を維持することにしています。これに、合併に伴う歳出削減効果、国・県による支援措置、合併特例債事業等の合併による変動要因を考慮して算定しています。

算定の基礎数値は、原則として旧市町の平成 12 年度から平成 14 年度までの決算額（特例的なものは除く）の平均値を基準値としています。

各項目の前提条件は、次のとおりです。

(1) 歳入

地方税

過去 3 ヶ年の平均収入額を基準として、人口増等を考慮して推計しています。これに、新規立地企業分及び関町都市計画税を加算しています。

地方交付税

普通交付税については、合併算定替特例（旧市町の交付額を保障）により推計した額に、合併特例債償還費（償還額の 70%）及び合併補正措置（行政の一体化に要する経費分）を加算しています。

特別交付税については、平成 14 年度交付額の 20% 減で推計した額に、合併による特別交付税措置（公共料金格差調整等の包括的措置分）を加算しています。

国・県支出金

道路改良事業や高齢者、障害者、児童等の福祉事業等にかかる補助金等で、基準値により推計した額に、合併支援補助金を加算しています。

地方債

道路改良事業や学校等の施設整備事業等の財源とするため、国や銀行から借り入れるもので、基準値により推計した額に、まちづくりのための建設事業や基金造成に対する合併特例債を加算しています。

その他

その他の歳入科目は、譲与税等の各種交付金、保育所保護者負担金等の分担金負担金、公共施設の使用にかかる使用料手数料、基金繰入金、その他諸収入等で例外的なものを除き、基準値の一定額で推計をしています

なお、各年度の歳入歳出を同額とするため、収入不足となる年度は歳入に財政調整基金の繰入れを行い、収入超過となる年度は基金への積み立てをしています。

(2) 歳出

人件費

職員給与については、基準値により職員一人当たりの給与を算定し、合併後の退職者の補充を抑制することによる一般職員の減少を見込んだ職員数を乗じた額に、各年度定年退職者にかかる退職手当を加算して推計しています。

また、合併による特別職、議員数の減少による人件費の削減についても見込み推計しています。

扶助費

障害者、高齢者や児童等にかかる福祉事業費で、基準値に人口増等を考慮して推計した額に、合併協議会での協議事項や関町の生活保護費を加算しています。

物件費

公共施設の管理費、各種業務委託料等で、基準値の一定額に合併当初の必要経費として国県補助金同額を加算するとともに、5年間で10%削減の合併効果を見込み推計しています。

補助費等

各種団体等への補助金や負担金で、基準値の一定額で推計した額に新規立地企業にかかる奨励金を加算しています。

公債費

公共施設の整備等の財源とするため、国や銀行から借り入れた地方債の償還金で、合併までの償還見込額に、合併後の新たな地方債の償還見込額と合併特例債の償還見込額を加算して推計しています。

普通建設事業費

道路や公園等、公共施設の建設事業等で、基準値の一定額で推計した額に合併特例債事業や合併以前からの継続事業を加算しています。

その他

その他の歳出経費は、公共施設の維持補修費、特別会計への繰出金、基金への積立金等で、基準値にそれぞれ変動要因を加味して推計しています。

なお、積立金には合併特例債による基金やリニア基金積立金を各年度加算しています。

財政計画表

項 目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1 地方税	8,310	8,335	8,362	8,158	7,984	8,347	8,274	8,006	7,919	7,867
2 地方交付税	2,586	2,603	2,592	2,720	2,996	2,798	2,921	3,174	3,271	3,211
3 国・県支出金	1,946	1,672	1,555	1,557	1,560	1,463	1,464	1,466	1,468	1,469
4 地方債	3,448	2,785	1,835	1,835	1,835	1,835	1,835	1,835	1,835	1,835
うち合併特例債	1,852	1,852	902	902	902	902	902	902	902	902
5 その他	3,146	2,694	2,637	2,305	2,305	2,305	2,329	2,305	2,305	2,305
うち財政調整基金繰入金	829	388	331	0	0	0	23	0	0	0
計	19,436	18,089	16,981	16,575	16,680	16,748	16,823	16,786	16,798	16,687

1 人件費	4,018	4,149	4,132	3,845	3,907	3,709	3,796	4,023	3,786	3,985
2 扶助費	1,153	1,158	1,163	1,167	1,172	1,177	1,180	1,183	1,186	1,189
3 物件費	2,829	2,776	2,603	2,549	2,496	2,396	2,396	2,396	2,396	2,396
4 補助費等	1,581	1,580	1,592	1,407	1,303	1,621	1,545	1,212	946	946
5 公債費	2,182	2,220	2,252	2,294	2,452	2,600	2,667	2,704	2,702	2,478
6 普通建設事業費	5,893	4,393	3,393	3,393	3,393	3,393	3,393	3,393	3,393	3,393
うち合併特例事業	1,813	1,813	813	813	813	813	813	813	813	813
7 その他	1,780	1,813	1,846	1,920	1,957	1,852	1,846	1,875	2,389	2,300
うち財政調整基金繰入金	0	0	0	73	110	5	0	28	543	454
計	19,436	18,089	16,981	16,575	16,680	16,748	16,823	16,786	16,798	16,687

財政用語の説明

【歳入関係】

地方税

地方税法に基づき地方公共団体が徴収する税をいう。

地方税は、その用途について何ら制限されることなく自由に使用できる「普通税」と、その税収入が特定の目的のために使用されなければならない「目的税」とに分類することができる。

市町村が徴収する普通税としては、市町村民税、固定資産税、市町村たばこ税、軽自動車税などがあり、目的税としては、都市計画事業の整備等を行うための都市計画税などがある。

《普通税》

市町村民税……個人と法人に区分され、均等割と所得割(法人税割)によって課税され、市町村民税は道府県民税と合わせて一般に住民税と呼ばれるもの。

固定資産税……土地、家屋、償却資産に区分され課税される。償却資産は事業の用に供する資産で法人税法・所得税法で損金又は必要経費に計上できるもの。

市町村たばこ税…市町村内で消費されるたばこ千本当たりを単位に課税されるもの。

軽自動車税……原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車に1台当たりの定額で課税されるもの。

《目的税》

都市計画税……市町村が、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるため、これらの事業によって、利益を受ける都市計画区域内の土地及び家屋の所有者に対して課税されるもの。

地方交付税

全国的に見ると地域によって地方税の収入額に差があるため、標準的な行政を行うための支出に比べ地方税収入が不足する地方自治体に対し、その差額を埋めるために、国に一旦集めてから交付される税。国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税の一定割合が地方交付税の総額となる。

各自治体の基準財政需要額(妥当な水準で行政を行うために必要な経費)と基準財政収入額(税等をどの程度確保できるか試算した額)を算定し、財源不足がある自治体は普通交付税として財源が補てんされる。

又、特別交付税は、合併、災害対策等の特別の財政需要がある場合に財源が補てんされるものをいう。

基準財政需要額 - 基準財政収入額 = 財源不足 = 地方交付税(普通交付税)

基準財政需要額	
基準財政収入額	財源不足 = 地方交付税

国・県支出金

義務教育、生活保護、道路の建設など市町村が行う事務で、国と地方公共団体が経費を負担しあって仕事をする場合に、国や県も責任を持っていたり、その事務を奨励するために、国・県が支出する負担金、補助金などをいう。

地方債(市町村債)

地方公共団体が資金調達のために負担する債務であって、その返済が年度を超えて行われるもの。地方公共団体の歳出は地方債以外の歳入をもって賄うことが原則とされているが、地方財政法に定められた公共施設等の建設事業や災害復旧事業などについて地方債を発行することができる。その他にも、合併特例法などの特例法によって定められている事業について地方債(合併特例債)を発行することができる。

合併特例債

市町村の合併の特例に関する法律により認められた地方債で、新市まちづくり計画に基づき、新市の一体性の速やかな確保や市域の均衡ある発展に資するために行う事業などの財源として充当できる。

その他**地方譲与税**

国が徴収し、地方公共団体に対して譲与する税をいう。地方道路譲与税、自動車重量譲与税などがある。

利子割交付金

利子所得に対する 20%の利子税が、国 15%、県 5%の割合で按分され、県配分額から事務費を除いた 5分の3が町村に交付される。

低金利にもかかわらず、平成 12 年度、平成 13 年度で増収となったのは、10 年物の郵便定期預金が満期を迎える時期であることがその要因である。平成 14 年度でほぼ平年化している。

地方消費税交付金

地方消費税は、地方税源の充実を図る目的で平成 9 年 4 月から導入された税で、県が課する地方税であり、消費税と同様に広く消費に負担を求める消費課税である。徴収は、当分の間、国において消費税と併せて行われ、都道府県間において消費に関連した基準により清算が行われる。清算後の金額の 2 分の 1 に相当する額を地方消費税交付金として、市町村へ人口および従業者数で按分して交付されるもの。

地方特例交付金

国の恒久的な減税実施に伴う地方公共団体の地方税の減収の一部を補てんするため、地方税の代替的性格を有する財源として、国から支出される交付金。

将来の税制の抜本的な見直し等が行われるまでの間、恒久的な減税に伴う減収見込額の 4 分の 3（一部控除がある）が交付されるもの。

分担金及び負担金

市町村の一定の事業について特別の利益関係にある者が、その事業の執行に要する経費の全部又は一部を、その事業の受益の程度に応じて負担するもの。

使用料及び手数料

使用料とは、住民が体育館や文化ホールなどの施設を使用した場合などに徴収するもの。

手数料とは、地方公共団体が特定の者のために提供するサービスに対し、その費用を償うため徴収するもの。具体例では、住民票・印鑑登録証明の手数料など。

繰入金

地方公共団体が設定している数個の会計（一般会計、特別会計、基金など）間相互における現金の所属を移す場合に用いられる用語。一般会計の歳入に不足を生じる場合に、財政調整基金から取り崩しを行って不足分を穴埋めする場合などに用いられる。

【歳出関係】**人件費**

人件費に属するものとしては、議員報酬、各種委員報酬、特別職給与、職員給与、地方公務員共済組合負担金、などがある。

扶助費

地方公共団体が、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法等の法令に基づき、自治体から現金又は物品の別を問わず、該当する住民に対して直接支給される経費。

なお、扶助費は、人件費及び公債費と共に義務的経費に属し、任意に削減、圧縮できない経費であり、財政構造上からもできうる限り構成比率が低いことが望ましいとされている。

物件費

人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の自治体が支出する消費的性質の経費の総称。

具体的には、職員の旅費、消耗品費、臨時職員の賃金、通信費、備品購入費、委託料、使用料および賃借料、原材料費などの経費がある。

補助費等

具体的には、報償費（報償金および賞賜金）役務費（火災保険、自動車損害保険等の保険料）委託料（物件費に計上されるものを除く）負担金、補助及び交付金（人件費及び事業費に計上されるものを除く）補償、補てん及び賠償金（事業費に計上されるものおよび繰上げ充用金を除く）償還金、利子及び割引料（公債費に計上されるものを除く）寄附金、公課費など。

公債費

市町村が借り入れて返済する地方債の元金および利子の償還額。

なお、公債費は、人件費及び扶助費とともに義務的経費であるが、人件費や扶助費と違い、過去の債務の支払いに要する経費。

又、公債費は、当該団体の地方税又は使用料収入等を財源として償還されるが、中には償還財源について、国が元利補給する場合や利子補給のみをする場合、あるいは地方交付税の基準財政需要額に算入する場合がある。

普通建設事業費

道路、公民館、学校、庁舎などの施設の新増設等の建設事業のための投資的経費。普通建設事業債は、地域社会の発展のためには、最も積極的で効果的な事業であり、いわゆる社会資本の形成となるもの。又、普通建設事業費は、国庫支出金を財源の一部とする補助事業と、市町村独自で行う単独事業とに分類される。

その他経費

維持補修費

建設した公共施設等を維持するために必要となる修繕費などの経費。施設の増改築などのように、建物の形状・構造を変えてしまう経費は含まれない。

繰出金

一般会計と特別会計又は特別会計相互間において支出される経費。

積立金

財政運営を計画的にするため、又は財源の余裕がある場合において特定の支出目的のため、年度間の財源変動に備え、財政規模及び税収その他の歳入の安定性の程度に応じ積み立てる金銭をいい、地方自治法上は「基金」として処理されるもの。